

# 1 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（令和元年5月）等に伴う追加項目

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
① 「南海トラフ地震臨時情報」の種類や定義	○南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で異常な現象が観測された場合に、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、発表される情報の種類や定義、とるべき措置の概要や期間などを明記する。				第3節
② 浸水開始時間分布図	○住民に対して、地震発生後の速やかな避難を促すため、浸水の日安時間を示した浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合）を追加する。				第4節
③ 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の防災対応	○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、市の配備体制を追加する。	第3章 第2節	第3章 第2節	第3章 第2節	第8節
④ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の防災対応	○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、市の配備体制を明記する。 ○警戒する措置として、市及び県は、1週間、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけるとともに、津波災害の不安がある住民に対しては、知人宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促す旨を追加する。 ○警戒する措置の経過後、注意する措置として、市及び県は、1週間、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。 ○防災関係機関は、警備対策の重点的な実施や施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する旨を追加する。	第3章 第2節	第3章 第2節	第3章 第2節	第8節
⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の防災対応	○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、市の配備体制を明記する。 ○注意する措置として、市及び県は、1週間程度、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。 ○防災関係機関は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する旨を追加する。	第3章 第2節	第3章 第2節	第3章 第2節	第8節
⑥ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の情報伝達訓練	○市は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う旨を追加する。				第9節
⑦ 時間差発生に備えた防災教育及び広報	○市は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合にとるべき措置の内容を住民等に対して普及・啓発する旨を追加する。				第9節

## 2 防災基本計画の修正や国の通知などに伴う追加項目

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
① 住民主体の取組強化 (R1.5「防災基本計画」修正)	○市及び県は、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る旨を追加する。	第2章 第3節	第2章 第3節	第2章 第3節	
② 住家被害認定調査の効率化・迅速化 (R1.5「防災基本計画」修正)	○市は、罹災証明書の早期交付のため、住家等の被害認定調査において、航空写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する旨を追加する。	第4章 第2節	第4章 第2節	第4章 第2節	
③ 宅地の安全性確保と情報発信の充実 (R1.5「防災基本計画」修正)	○市及び県は、命を守るために必要なリスク情報の発信を充実させるため、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表を促進する旨を追加する。		第2章 第2節	第2章 第2節	
④ 応急修理対象住家の拡充 (R1.10 災害救助法の基準改正)	○災害救助法の適用に基づく住宅応急修理の対象となる住家として、半壊又は半焼に加えて、これらに準ずる程度の損傷を受けた住家も対象とする旨を追加する。	第3章 第8節 第14節	第3章 第8節 第14節	第3章 第8節 第14節	
⑤ 中小企業等の事業継続への支援 (R1.5「防災基本計画」修正)	○市、商工会・商工会議所は、中小企業や小規模事業者が行う事業継続力強化の取組を共同で支援するため、連携して、「事業継続力強化支援計画」の策定に努める旨を追加する。	第2章 第3節	第2章 第3節	第2章 第3節	
⑥ 中小企業等の被害状況把握 (R1.5「防災基本計画」修正)	○市及び県は、被災中小企業等の復興のため、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める旨を追加する。	第2章 第3節	第2章 第3節	第2章 第3節	
⑦ 警戒レベルを用いた防災情報の提供 (R1.5「防災基本計画」修正)	○防災関係機関は、住民の主体的な避難行動を促すため、住民が災害時にとるべき行動を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルによる情報提供を行う旨を追加する。	第2章 第6節			
⑧ 津波災害警戒区域の指定に基づく避難体制 1 (H31.3「津波防災地域づくりに関する法律」)	○広島県から「津波災害警戒区域」として指定されたことから、津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設では、「津波」に関する避難確保計画の作成等が必要となるため、洪水浸水想定区域を「洪水と津波」を明記する。	第3章 第2節			
⑨ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討 (R2.5「防災基本計画」修正)	○新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から担当部局間が連携し、必要によりホテル等の活用を検討する旨を追加する。 ○新型コロナウイルス感染が拡大したのを踏まえ、避難所の過密を抑えるなど、感染症の観点を取り入れた対策を追加する。	第2章 第5節 の2			

### 3 平成30年7月豪雨災害を踏まえた追加項目

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
① 災害時交通マネジメントによる渋滞対策	○応急復旧時における復旧活動等への交通混乱の影響を最小限に留めるため、中国地方整備局に対し、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行う「災害時交通マネジメント検討会」の開催をできる旨を追加する。	第3章 第7節	第3章 第7節	第3章 第7節	
② 治山対策の推進	○市、県及び近畿中国森林管理局は、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する旨を追加する。	第2章 第2節			
③ 医療機関等への優先給水	○市は、応急給水を実施するにあたり、災害拠点病院や透析医療機関など、優先的に給水が必要な施設の状態を考慮する旨を追加する。	第3章 第9節	第3章 第9節	第3章 第9節	
④ 保健師の役割の明確化	○統括保健師は、保健師が行う活動を総合調整し、県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動するとともに、被災市町の保健師が行う活動を支援する旨を追加する。	第3章 第6節	第3章 第6節	第3章 第6節	
⑤ 応急仮設住宅の供与対象者の拡充	○応急仮設住宅の供与対象となる者の住家条件について、全壊、全焼又は流出に加え、それに準ずる者として、発災後、国より通知される要件も該当となる旨を追加する。	第3章 第8節	第3章 第8節	第3章 第8節	
⑥ 公共施設等の災害応急復旧	○公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障がないよう努める旨を追加する。	第3章 第11節			

### 4 その他最近の防災施策を踏まえた所要の修正項目

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災対策編		
			(地震)	(津波)	(南海トラフ)
① 土砂災害警戒区域の指定完了に伴う名称統一	○県による土砂災害警戒区域の指定が完了したため、これまで土石流等のおそれがある区域の名称として使用していた「土砂災害危険箇所」及び「土石流危険渓流」、「急傾斜地崩壊危険箇所」を「土砂災害警戒区域」に統一する。	第2章 第2節	第2章 第2節	第2章 第2節	
② 火災気象通報の通報基準変更	○広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の通報基準を、これまで「湿度」と「風速」により構成していたものから、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一にする。	第3章 第2節			
③ 下水道施設災害における広域支援体制の確保	○応急復旧が市のみでは困難な場合は、近隣市町及び県に応援要請する旨を追加する。	第3章 第11節	第3章 第11節	第3章 第11節	